

三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2～3 省略</p> <p>第3条～第20条 省略 (非常勤職員の給与)</p> <p>第21条 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条 省略 (給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する臨時の特別職を除く。</u>)及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2～3 省略</p> <p>第3条～第20条 省略 (非常勤職員等の給与)</p> <p>第21条 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>